

建設副産物の処理基準並びに
建設発生土管理基準の別表，様式等

平成２０年１０月
宇都宮市

目次

○ 特記仕様書について	1
○ 積算対象再資源化施設について	2
○ 建設副産物関係書類一覧表	4
○ 建設発生土管理基準フロー	5
○ 別表第1 埋立て等を使用される土砂等の安全基準	6
○ 別表第2 構造上の基準	8
○ 様式－1 建設発生土搬出計画書	9
○ 様式－2 建設発生土搬入計画書	10
○ 様式－3 建設発生土管理調書	11
○ 様式－4 建設副産物処理承認申請書	12
○ 様式－5 建設副産物処理調書	13
○ 様式－6 埋立て等届出書	14
○ 様式－7 土砂の埋立て等承諾書（作成例）	15
○ 様式－8 通知書（建設リサイクル法関係）	16
○ 様式－9 建設発生土運搬車両の表示	17
○ 資料－1 注意を要する主要な発生業種	18
○ 資料－2 埋立て等届出書の提出先	19
○ 資料－3 建設リサイクル法に基づく通知先	20
○ 資料－4 土砂等の埋立て等に関する標識例	21

特記仕様書について

発注者は、下記特記仕様書（例）を参考とし、建設副産物に関する事項を設計図書に明示すること。

特記仕様書記載（例）

第1 共通事項

1. 建設副産物実態調査要領に基づき、本工事に係る再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含めて各1部提出すること。また、工事完成後速やかに上記計画書の実施状況について再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、各2部提出するとともに、これらの記録を工事完成後1年間保存しておくこと。

2. 建設副産物の処理に先立ち、別紙「建設副産物処理承認申請書」により監督職員の確認を受け、同申請書を2部提出すること。

3. 建設廃棄物の処分に当たって、排出事業者（元請業者）は処理業者と建設副産物処理委託契約書を締結し、建設副産物処理委託契約書を監督職員に提示するとともに、同契約書の写を提出すること。

なお、収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別に、収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結すること。

4. 建設副産物処理完了後速やかに別紙「建設副産物処理調書」を作成し、監督職員に2部提出するとともに、実際に要した処理等を証明する資料（受入れ伝票、写真、位置図、経路図等）を提示し確認を受けること。また、竣工図書に添付すること。

5. 建設廃棄物については、産業廃棄物処理における「産業廃棄物管理票（マニフェスト）」の交付・回収した各票を監督職員に提示し確認を受けること。

なお、回収したマニフェストについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を踏まえて適切に保存すること。

第2 建設発生土

1. 指定（A）の場合

本工事により発生する建設発生土のうち、下記に示す建設発生土については、工事間流用を図るものとし、下記指定地に搬出すること。

（1）搬出先（相手先工事名、場所等） ○○ 工事 ○○市 ○○町大字○○地先

（2）土質及び処分量 第 種建設発生土 m³

（3）搬出時期 年 月 ～ 年 月

2. 指定（B）の場合

建設発生土（ m³）は準指定処理（運搬距離 km）とし、請け負い者裁量で処理地を確保するものとするが、実際の処理条件が当初設計と異なる場合は、監督員と協議のうえ実状に応じて運搬距離を変更するものとする。

また、実際に処理に要した費用を証明する資料を、監督員に提出しなければならない。

3. 建設発生土を処理する場合には、処理先の見やすい場所に必ず標識を掲げること。

第3 建設廃棄物

本工事により発生する

1. アスコン塊（ m³）は、○○市 ○○町大字○○地内、
運搬距離 kmの○○・・・・・・○○施設に運搬し、処理するものとする。

2. コンクリート塊（ m³）は、○○市 ○○町大字○○地内、
運搬距離 kmの○○・・・・・・○○施設に運搬し、処理するものとする。

3. 建設発生木材（ m³）は、○○市 ○○町大字○○地内、
運搬距離 kmの○○・・・・・・○○施設に運搬し、処理するものとする。

4. 建設汚泥（ m³）は、○○市 ○○町大字○○地内、
運搬距離 kmの○○・・・・・・○○施設に運搬し、処理するものとする。

なお、処理施設については、監督員と協議の上変更できるものとするが、原則として積算変更の対象としない。

積算対象再資源化施設について (1/2)

平成20年1月現在

	施設名	処理施設所在地	電話	A s	C o
No.1	瑞穂青工業㈱	宇都宮市瑞穂3-8-1	0286-56-5676	○	
No.3	東武建設(株)	宇都宮市平出工業団地47番地2	028-661-1231	○	○
No.4	練菊地組宇都宮廃コンクリート再生処理工場	宇都宮市柳田町字屋敷東937	0286-62-7037	○	○
No.5	野中建設㈱	(施設)宇都宮市長岡町1019	090-9016-5154	○	○
	※原則として積替保管施設持ち込みとする	(積替保管)宇都宮市長岡町847-2	090-3236-4069		
No.9	栃木県産アスファルトコンクリート処理再生協同組合	上河内町高松字深沢1007-1	0286-74-2199	○	○
No.10	(有)奈原建材工業	鹿沼市加藤3028	0289-64-1114	○	○
No.11	(有)大和環境開発	鹿沼市茂呂1857-25	0289-64-6843	○	○
No.12	日本道路㈱	鹿沼市池ノ森字北原555-15	0289-75-3156	○	
No.13	佐藤商事㈱	鹿沼市千渡入山2064-1	0289-64-4111	○	○
No.14	磯部建設㈱	日光市針貝字茅場1071-68 (旧今市市)	0288-26-3273	○	
No.15	栃木報徳石産㈱	日光市町谷字下の関沢2002-148 (旧今市市)	0288-26-8527	○	○
No.16	東武道路工業㈱	日光市板橋字西原3287-2 (旧今市市)	0288-27-1155	○	○
No.17	練鈴建工業	真岡市長田1810	0285-84-1525	○	○
No.18	練塚田建材	真岡市清水839	090-1112-0707	○	○
No.19	物部砕石㈱	二宮町大字鹿405	0285-75-1211	○	○
No.20	(有)新宮リサイクルセンタ	栃木市大光寺町1136-7	0282-27-5444	○	○
No.21	アワノ総合開発㈱	栃木市瓦内町1888-1	0282-31-1983	○	○
No.23	(有)富士川産業	小山市出井1968-2	0285-25-2090	○	○
No.24	トーテツ産業㈱	小山市粟宮2512-3	0285-45-4043	○	○
No.6	前田道路㈱	下野市上坪山字藤ノ木127-1 (旧南河内町)	0285-48-5211	○	○
No.7	新栄建材(有)	下野市花田字内屋敷67-7 (旧南河内町)	0285-49-0232		○
No.8	(有)田口建材	下野市本吉田1416 (旧南河内町)	0285-48-1287	○	○
No.25	練NIPPONコーポレーション [栃木合材工場]	壬生町福和田字八剣1013-1	0282-82-2011	○	
No.27	エス・ケイ・エム㈱	壬生町藤井字吾妻1052	0282-82-7350	○	○
No.28	(有)野辺工業	野木町大字佐川野字西原1755-1	0280-56-2126	○	○
No.29	大島建設工業(有)	岩舟町新里1494-1	0282-55-3121	○	○
No.30	練原山産業	岩舟町大字小野寺2794-1	0282-57-7805		○
No.31	五十畑石材工業㈱	岩舟町大字小野寺5114	0282-55-3110	○	○
No.32	練浜屋組	矢板市針生字境峰363-1	0287-43-1818	○	○
No.33	練NIPPONコーポレーション [塩谷合材工場]	塩谷町玉生字地藏坂1820	0287-45-1125	○	
No.34	(有)アイケー商事	塩谷町大字泉字山口895-1	0287-46-1172	○	○
No.35	(有)トチコー産業	塩谷町大字佐貫前河原1192-1	0288-26-8121	○	○
No.36	(有)桜井建設	さくら市向河原4147 (旧氏家町)	028-682-3330	○	○
No.37	阿久津工業㈱	高根沢町中阿久津1075-3	0286-75-1046	○	○
No.39	栃木県北アスコン㈱	那須塩原市鍋掛1492-2 (旧黒磯市)	0287-62-3101	○	○
No.40	(有)美原商事	那須塩原市青木1811-6 (旧黒磯市)	0287-62-3212	○	○
No.41	(有)余一砂利	那須塩原市亀山 (旧黒磯市)	0287-63-0300	○	○
No.42	日本道路㈱ [丸山重機共同企業体那須合材センター]	那須塩原市笹沼字中島原453-10 (旧黒磯市)	0287-65-3452	○	○
No.43	日榮建設㈱	那須塩原市洞島字関谷道下133-1 (旧黒磯市)	0287-68-0977	○	○
No.44	北関東環境開発㈱	那須塩原市四区町730-32 (旧西那須野町)	0287-36-7044	○	○
No.45	ナスアスコン㈱	那須塩原市三区町627-1 (西那須野町)	0287-36-7121	○	○
No.46	塩和建材㈱	那須塩原市宇都野1789-4 (旧塩原町)	0287-35-4554	○	○
No.47	練ウエムラ	那須塩原市金沢223-3 (旧塩原町)	0287-35-2933	○	○
No.48	栃木砂利工業(有)	那須塩原市笹沼字蛇尾川向620番 (旧塩原町)	0287-68-0130	○	○
No.67	(株) IWD	那須塩原市笹沼字下原13番7 13番8 (旧塩原町)	0287-35-4888	○	○
No.49	八溝興業㈱	大田原市両郷908番地5号 (旧黒羽町)	0287-59-0131	○	○
No.50	東京石材㈱	大田原市亀久字戸沢975番地1, 959番地1 (旧黒羽町)	0287-54-1531	○	○
No.51	前田建材工業㈱	那珂川町大字松野字深沢1117-1 (旧馬頭町)	0287-92-2973	○	○
No.52	貝塚興業㈱	那珂川町大字小川字神田201-1 (旧小川町)	0287-96-4701	○	○

積算対象再資源化施設について (2/2)

平成20年1月現在

	施設名	処理施設所在地	電話	A s 処理施設	C o 処理施設
No.53	五月女産業㈱	佐野市関川町南関川565-1 (旧佐野市)	0283-20-2545	○	○
No.54	棚落合土木	佐野市栄町13-2 (旧佐野市)	0283-22-6166	○	○
No.55	共立舗道㈱	佐野市小中町鶴ヶ島8 (旧佐野市)	0283-22-6733	○	○
No.56	世紀東急工業㈱	佐野市関川字梅ノ木町572-1 (旧佐野市)	0283-24-3618	○	
No.57	藤坂砕石工業㈱	佐野市蕨川町603-1 (旧佐野市)	0283-23-6373	○	○
No.58	平成整環㈱	佐野市関馬2668-3 (旧田沼町)	0283-25-2766		○
No.59	㈱三好運輸	佐野市戸室1331 【三好工業園内】 (旧田沼町)	090-3244-5819	○	○
No.60	関野建材工業㈱	足利市権崎町字馬坂2065	0283-85-2344	○	○
No.61	岩澤建設㈱	足利市駒場町825-1	0284-21-6131	○	○
No.62	縁崎建設㈱	足利市権崎町字馬坂1957	0284-41-5384	○	○
No.63	トウワ建設㈱	足利市名草下町字持舟4530-1	0284-41-9080	○	○
No.64	イズム鉱業㈱	足利市小俣町2995番地1他	0284-62-1847	○	○
No.65	足利市清掃事業㈱	足利市久保田町911	0284-73-0782	○	○
No.66	㈱石原運輸	足利市福富町816-1	0284-73-8671	○	○

建設副産物関係書類一覧表

関係書類名 作成者 提出時期 提出先

関係書類の内 ★ は 提示とする。

No	関係書類名	作成者	提出時期	提出先	提出部数	様式	チェック
1	建設発生土の搬出計画書	工事担当者	設計時	所属長	1部	様式－1	
2	建設発生土の搬入計画書	工事担当者	設計時	所属長	1部	様式－2	
3	建設副産物処理承認申請書	請負者	工事着手前	発注者	2部	様式－4	
4	土砂の埋立て等承諾書（必要に応じ）	工事担当者	工事着手前	所属長 地権者	2部	様式－7	
5	埋立て等届出書（必要に応じ）	工事担当者	工事着手前	宇都宮市環境部 廃棄物対策課	1部	様式－6 着手完了変更中止	
6	再生資源利用計画書	※ 請負者	工事着手時	発注者	1部	建設副産物実態調査要領 様式－1	
7	再生資源利用促進計画書	※ 請負者	工事着手時	発注者	1部	建設副産物実態調査要領 様式－2	
8	建設廃棄物処理委託契約書写	請負者	工事着手時	発注者	1部		
9	建設副産物処理調書	請負者	工事完成時	発注者	2部	様式－5	
10	再生資源利用実施書	※ 請負者	工事完成時	発注者	2部	建設副産物実態調査要領 様式－1	
11	再生資源利用促進実施書	※ 請負者	工事完成時	発注者	2部	建設副産物実態調査要領 様式－2	
12	★建設廃棄物マニフェスト	※ 請負者	工事完成時	発注者	1部	提示事項	
13	建設発生土管理調書 （添付資料含む）	工事担当者	工事完成時	所属長	1部	様式－3	
14	建設リサイクル法（第11条関係に基づく）通知書	工事担当者	工事着手前	特 定 行政庁	1部	様式－8	

・ ※は既存の様式

・ No. 1, No. 2, No. 3, No. 9, No. 13 の保存期間は、完了年度の翌年度から5年間とする。（発注機関で一括保存）

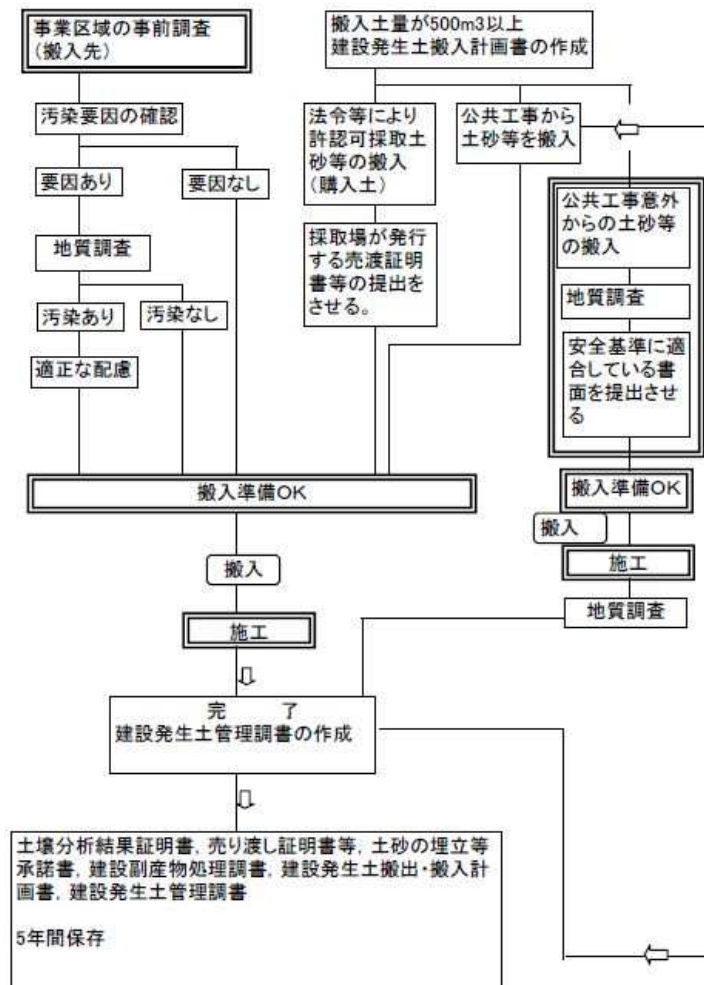
・ No. 6, No. 7, No. 10, No. 11 は平成14年10月1日適用の建設副産物実態調査要領の様式。

・ No. 12 は提示事項（宇都宮市建設工事共通仕様書）。

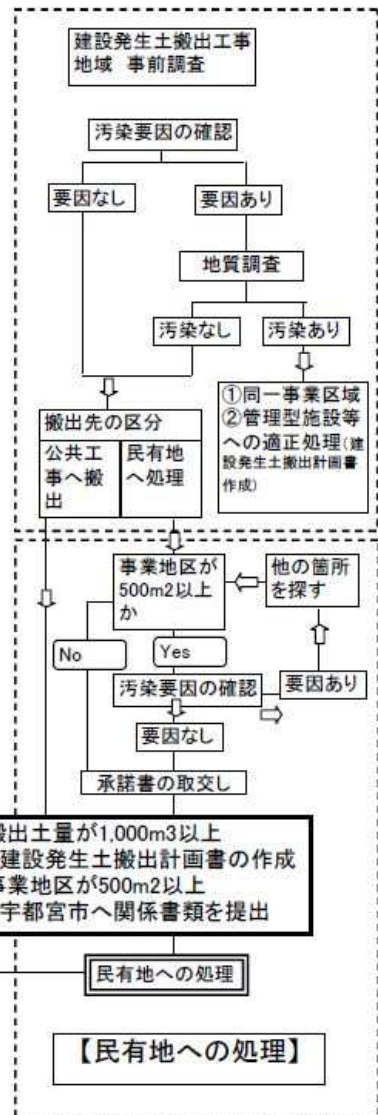
建設発生土管理基準フロー

許可の申請・公共事業は条例の対象外

【公共工事に建設発生土を搬入する場合】



【公共工事から建設発生土を搬出する場合】



別表第 1

埋立て等に使用される土砂等の安全基準

項目	環境上の条件	測定方法
カドミウム	検液 1Lにつき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 1mg 未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、日本工業規格 K 0102（以下「規格」という。）55 に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和 46 年 6 月農林省令第 47 号に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格 38 に定める方法（規格 38.1.1 に定める方法を除く。）
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと。	昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号付表 1 に掲げる方法又は規格 31.1 に定める方法のうち、ガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあつては昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号付表 2 に掲げる方法）
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。	規格 54 に定める方法
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。	規格 65.2 に定める方法
砒（ひ）素	素検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1L につき 15mg 未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、規格 61 に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和 50 年 4 月総理府令第 31 号に定める方法
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 1 に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 2 及び昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号付表 3 に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 3 に掲げる方法
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。	昭和 47 年 10 月総理府令第 66 号に定める方法
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。	日本工業規格 K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。	日本工業規格 K 0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1, 2 - ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。	日本工業規格 K 0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1, 1 - ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。	日本工業規格 K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。	日本工業規格 K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1, 1, 1 - トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。	日本工業規格 K 0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1, 1, 2 - トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。	日本工業規格 K 0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。	日本工業規格 K 0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。	日本工業規格 K 0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1, 3 - ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。	日本工業規格 K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法

項目	環境上の条件	測定方法
チウラム	検液 1 Lにつき 0.006mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 4 に掲げる方法
シマジン	検液 1 Lにつき 0.003mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	検液 1 Lにつき 0.02mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	検液 1 Lにつき 0.01mg 以下であること。	日本工業規格 K 0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	検液 1 Lにつき 0.01mg 以下であること。	規格 67.2 又は 67.3 に定める方法
ふっ素	検液 1 Lにつき 0.8mg 以下であること。	規格 34.1 に定める方法又は昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 6 に掲げる方法
ほう素	検液 1 Lにつき 1 mg 以下であること。	規格 47.1 若しくは 47.3 に定める方法又は昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 7 に掲げる方法
備考		
1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては、付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。 2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 Lにつき 0.01mg, 0.01mg, 0.05mg, 0.01mg, 0.0005mg, 0.01mg, 0.8mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1 Lにつき 0.03mg, 0.03mg, 0.15mg, 0.03mg, 0.0015mg, 0.03mg, 2.4mg, 及び 3mg とする。 3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 4 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。		

構 造 上 の 基 準

第1 埋立て等の場合

1. 特定事業区域の地盤にすべりやすい土質の層があるときは、その地盤にすべりが生じないようにくい打ち、土の置き換えその他の措置が講じられていること。

2. 著しく傾斜をしている土地において特定事業を施工する場合にあっては、特定事業を施工する前の地盤と特定事業に使用された土砂等との接する面がすべり面とならないように、当該地盤の斜面に段切り等の措置が講じられていること。

3. 土砂等の埋立て等の高さ（特定事業により生じたのり面の最下部（擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の上端）と最上部の高低差をいう。以下同じ。）及びのり面（擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁部分を除く。以下同じ）の勾配は、次の表の土砂等の区分の欄に掲げる土砂等の区分に応じ、それぞれ同表の土砂等の埋立て等の高さの欄及びのり面の勾配の欄に定めるものであること。

土砂等の区分	埋立て等の高さ	のり面の勾配
建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第1に規定する第1種建設発生土、第2種建設発生土及び第3種建設発生土並びにこれらに準じるもの	安定計算を行った場合は安全が確保される高さ	安全が確保される勾配
	安定計算を行わなかった場合は10m以下	垂直1mに対する水平距離が1.8m（埋立て等の高さが5m以下の場合にあっては1.5m）以上の勾配
上記以外のもの	安定計算を行い、安全が確保される高さ	安定計算を行い、安全が確保される勾配

4. 擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第6条から第10条までの規定に適合すること。

5. 土砂等の埋立て等の高さが5m以上である場合にあっては、土砂等の埋立て等の高さが5mごとに幅が1m以上の段をもうけ、当該段及びのり面には雨水等によるのり面の崩壊を防止するための排水溝等の施設が設置されていること。

6. 事業区域の完了後の地盤にゆるみ、沈下又は崩壊が生じないように締固めその他の措置が講じられていること。

7. のり面は、石張り、芝張り、モルタルの吹きつけ等によって風化その他浸食に対して保護する措置が講じられていること。

8. 特定事業区域の（のり面を除く。）は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他土砂等の飛散防止のための措置が講じられていること。

第2 一時たい積事業の場合

1. 特定事業場に隣接する区域及び施設の隣接地と特定事業区域との間に、当該隣接地の安全を確保するため、5m以上の距離を確保すること。

2. 土砂等のたい積の高さ（のり面の最下部と最上の高低差をいう。）が、5m以下であること。

3. 土砂等のたい積ののり面勾配は、垂直1mにたいする水平距離が1.8m以上の勾配であること。

様式第 81 号

様式-1（宇都宮市発注における建設副産物適正処理推進要綱）

決	課 長	課長補佐	担 当
裁			

（伺い）このことについて、下記により建設発生土を搬出してよろしいか伺います。

平成 年 月 日

作成者職氏名

㊞

建設発生土搬出計画書

事業年度		区分	国・単	事業名	
工事名					
工事箇所					
工期（予定）	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日				
汚染要因の確認	☐ 要因なし, ☐ 土壌検査の結果汚染なし, ☐ 土壌検査の結果汚染あり				
搬出土砂量①	m ³	土質区分			
うち他工事搬出② （割合②／①）	m ³ （ %）	主な相手先 工事名場所			
うち残土処理③ （割合③／①）	m ³ （ %）	主な処理先 名・住所等			
うち最終処分場④ （割合④／①）	m ³ （ %）	主な処理先 名・住所等			
建設発生土 処分場等処分理由	☐ 地区建設副産物対策連絡協議会（平成 年 月 日開催） ☐ 建設発生土利用相手先検索表 ☐ その他（ ） により調整を行ったが、下記理由により条件の合う 相手先工事が見つからなかったため。 ☐ 土工事時期の不一致 ☐ 土質の不一致 ☐ 数量の不一致 ☐ その他（ ）				

注）１．建設発生土を 1,000 m³以上現場外に搬出する工事について、原則として工事の発注前に決裁を受けること。

２．調整結果（建設発生土利用相手先候補検索表等）を添付すること。

３．ストックヤード等に搬出する場合は他工事搬出とする。

４．該当する欄は、㊞印とする。

様式第 82 号

様式-2（宇都宮市発注における建設副産物適正処理推進要綱）

決	課 長	課長補佐	担 当
裁			

（伺い） このことについて、下記により建設発生土を搬入してよろしいか伺います。

平成 年 月 日

作成者職氏名

印

建設発生土搬入計画書

事業年度		区分	国・単	事業名	
工事名					
工事箇所					
工期（予定）	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日				
汚染要因の確認 （搬入区域）	☐ 要因なし、 ☐ 土壌検査の結果、汚染の恐れなし ☐ 搬入地適性処理済				
搬出土砂量①	m ³	土質区分			
搬入面積	m ²				
内発生土利用② （割合②／①）	m ³ (%)	主な相手先 工事名場所			
内購入材使用③ （割合③／①）	m ³ (%)	購入材 利用用途			
建設発生土 処分場等処分理由	☐ 地区建設副産物対策連絡協議会（平成 年 月 日開催） ☐ 建設発生土利用相手先検索表 ☐ その他（ ） により調整を行ったが、下記理由により条件の合う 相手先工事が見つからなかったため。 ☐ 土工事時期の不一致 ☐ 土質の不一致 ☐ 数量の不一致 ☐ その他（ ）				

注） 1．建設発生土を 1,000 m³以上現場に搬入する工事について、工事の発注前に決裁を受けること。

2．調整結果（建設発生土利用相手先候補検索表等）を添付すること。

3．ストックヤード等から搬入する場合は発生土利用とする。

4．該当する欄は、☑印とする。

様式第 83 号

様式-3 (宇都宮市発注における建設副産物適正処理推進要綱)

建設発生土管理調書

課 長	課長補佐	担当係長

(何い) 下記工事について、建設発生土の 搬出 ・ 搬入 の実績は以下のとおりであります。

平成 年 月 日

作成者職氏名

印

事業年度	区分	国庫 ・ 単独	事業名
工 事 名			
工事箇所			
請負業者		現場代理人	

□ 建設発生土搬出施工実績		工 期				平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
供給先工事名・施設名等		工事箇所又は所在地		搬出土量 ^{m³}		土質区分	供給先機関名又は施設責任者等
・ 汚染要因の確認				合計			
□ 汚染要因について確認した。							
・ 本調書と共に保存するもの							
□ 土壌分析検査証明書							
□ 承諾書							
□ 建設副産物処理承認申請書							
□ 建設副産物処理調書							
土質区分				1:第1種建設発生土 (砂、礫、及びこれに準ずるもの) 2:第2種建設発生土 (砂質土、礫質土、及びこれに準ずるもの) 3:第3種建設発生土 (通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるもの) 4:第4種建設発生土 (粘性土及びこれに準ずるもので第3種建設発生土を除く)			

□ 建設発生土搬入施工実績		工 期		平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
供給元工事名・施設名等		工事箇所又は所在地		搬入土量 ^{m³}	土質区分	供給元機関名又は施設責任者等

※ 本調書は、発注機関で一括ファイルし、工事完了年度の翌年度から5年間保存するものとする。

※ 該当する欄は、☑印とする。

様式第 84 号

様式-4（宇都宮市発注における建設副産物適正処理推進要綱）

建設副産物処理承認申請書

平成 年 月 日

工 事 名	工 期 年 月 日～ 年 月 日	請 負 業 者 名	住 所
工事場所	処理期間 年 月 日～ 年 月 日	現場代理人名	電話番号

建設副産物	建設発生土 (m ³)	アスコン塊 (t _レ)	コンクリート塊 (t _レ)			
処 理 場 所						
所 在 地						
電 話 番 号						
地 目						
面積×高さ	m ² × m					
処 理 業 の 許 可 番 号						
許 可 期 限		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
農地転用等 許 可 番 号						
処 理 数 量	m ³	t _レ	t _レ			
運 搬 距 離	km	km	km	km	km	km
運 搬 業 者 下 請 業 者 名	元 請 下 請	元 請 下 請	元 請 下 請	元 請 下 請	元 請 下 請	元 請 下 請
同 電 話 番 号						
収 集 運 搬 許 可 番 号						

- (注) 1. 工事現場と処分地の関係がわかる位置図, 工事現場の着手前の写真等
 2. 建設廃棄物処理の場合は, 「建設廃棄物処理委託契約書」の写しを添付すること。
 3. この申請書は2部提出すること。

様式第 85 号

様式-5（宇都宮市発注における建設副産物適正処理推進要綱）

建設副産物処理調書

平成 年 月 日

工 事 名	工 期 年 月 日～ 年 月 日	請 負 業 者 名	住 所
工事場所	処理期間 年 月 日～ 年 月 日	現場代理人名	電話番号

建設副産物	建設発生土 (m ³)		アスコン塊 (t)		コンクリート塊 (t)							
処 理 場 所												
運 搬 距 離	km		km		km		km		km		km	
年 月	数 量	累 計	数 量	累 計	数 量	累 計	数 量	累 計	数 量	累 計	数 量	累 計
合 計												

- (注) 1. この調書は2部作成し、提出すること。
2. 処理の実態を保存するため、位置図、写真等を添付すること。

埋 立 て 等 届 出 書

宮 第 号
平成 年 月 日

栃木県生活環境部環境整備課長 様

宇都宮市長 佐 藤 栄 一 ㊞

下記事業の埋立て等について、届出書を提出します。

届 け 出 区 分	☐ 着手 ☐ 完了（既届出番号：宮 第 号，H 年 月 日付け） ☐ 変更（既届出番号：宮 第 号，H 年 月 日付け） ☐ 中止（既届出番号：宮 第 号，H 年 月 日付け）		
事 業 年 度	年度	工事名	
工 事 箇 所			
工 期（予 定）	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日		
埋立て等箇所			
所有者氏名			
埋 立 て 面 積	m ²	土 砂 等 の 量	m ³
土 質 区 分	☐ 第 1 種建設発生土（砂、礫、及びこれに準ずるもの） ☐ 第 2 種建設発生土（砂質土、礫質土、及びこれに準ずるもの） ☐ 第 3 種建設発生土（通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるもの） ☐ 第 4 種建設発生土（粘性土及びこれに準ずるもので第 3 種建設発生土を除く）		
請 負 会 社			現場管理責任者
連 絡 先	宇都宮市	担当	TEL

- ・該当する欄は、☑印とする。
- ・埋立て等の箇所には、標識を設置する。
- ・添付書類（位置図，1：50,000）

様式第 87 号

様式-7（宇都宮市発注における建設副産物適正処理推進要綱）

土 砂 の 埋 立 て 等 承 諾 書

宇都宮市発注の 市 町 地先 工事で発生する土砂を下記により
埋立て等を実施することについて承諾します。

記

- 1 埋立て等の土地の住所 : 市 町 番地
- 2 埋立て等の土地の面積 : m^2
- 3 埋立て等に使用する土砂 : 上記工事で発生する 例) 砂質 土
- 4 作業実施者 : 例) ○○○○建設㈱ 現場管理責任者 例) ○○○○
- 5 埋立て等の方法 : 例) ブルドーザー敷均し
- 6 埋立て等の構造 : 例) 斜面は 1 割 8 分で無処理 (別添の区域図, 横断図)
- 7 埋立て等の完了後の扱い : 例) 完了確認後は, 土地所有者が管理するものとする。
- 8 その他 : 例) 近隣に影響の無いよう注意を払って作業を行う。

記入上の注意) 土地所有者と協議し, 完了後の利用目的等を把握したうえで, 後々トラブル
が発生しないように取り交わすこと。

平成 年 月 日

(あて先) 宇 都 宮 市 長

土地所有者 住 所

氏 名

印

先に承諾した土砂の埋立て等については, 作業が完了したことを確認しました。

平成 年 月 日

(あて先) 宇 都 宮 市 長

土地所有者 住 所

氏 名

印

『土 等 等 運 搬 車 両』

タイトル部分は100
(約35.2cm)ポイント
以上

○ 搬 入 先 (宇 都 宮 市 土 砂 条 例 許 可)

宇都宮市○○町1－2－3

記載事項は一律
60ポイント
(21.1cm)以上

○ 許 可 事 業 者

(株)○○○建設

項目部分は一律
30ポイント
(10.6cm)以上

許可番号：宇都宮市指令廃対第○○－○号

○ 土 砂 搬 入 事 業 者

(有)○○○○建設

許可番号は30ポ
イント(10.6cm)以
上

A4版程度の大きさとする。

注意を要する主要な発生業種

工場・事業場用地，又は工場・事業場用地として使用された土地及び跡地として主に次のものがある。

	主要な発生業種
シアン	電気めっき工場，製鉄所，ガス工場，コークス工場，化学工場，アクリルニトリル製造工場
アルキル水銀	水銀電解法カセイソーダ製造業，アセチレン法塩化ビニールモノマー製造業，化学工場（昇水，農薬，硫化水銀（銀朱），リン酸，水銀等製造業）
総水銀	水銀計器，乾電池，水銀灯，水銀スイッチ製造業，プリント基盤製造業，水銀回収，水銀精製業
有機リン	農薬（パラチオン，メチルパラチオン，メチルジメトン，E P N等）製造業
カドミウム	めっき工場（カドミウムめっき），化学工場（顔料，触媒，塩化ビニール安定剤等），機械・電子機器製造業，亜鉛精錬所
鉛	化学工場（顔料，塗料，薬剤等），ガラス製造業（鉛ガラス），鉛蓄電池製造業，活字製造業，鉛管製造業，印刷工場，陶磁器製造業，鉛再生業
クロム（六価）	クロムめっき工場，化学工場（顔料，触媒等），合金製造工場，皮革工場（クロムなめし）
砒素	化学工場（無機薬品，触媒，農薬等の製造工場），硫酸製造工場，肥料工場（アンモニア製造工場）
P C B	パルプ，紙又は紙加工品製造工場
セレン	無機顔料製造工場，無機化学工業製品製造工場
その他	金属の精錬工場 紡績業の用に供する染色施設 新聞業，出版業，印刷業，製版表の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設 医薬品製造業の用に供する施設 農薬製造業の用に供する施設 合成ゴム製造業の用に供する水洗施設 洗濯業の用に供する洗浄施設 科学技術に係る研究，試験，検査等の業務の用に供する洗浄施設 一般廃棄物処理施設 産業廃棄物処理施設 等

参考）・建設副産物の実務と事例（平成４年１２月１８日発行）

・三訂図説廃棄物処分基準（平成８年７月１日発行）

埋立て等届出書の提出先

提出先機関名	所在地 電話番号	管轄区域 (埋立て等の区域)
宇都宮市環境部 廃棄物対策課	宇都宮市旭 1-1-5 電話 028-632-2928	宇都宮市
県北健康福祉センター (環境部)	大田原市住吉町 2-14-9 電話 0287-22-2277	矢板市 さくら市 高根沢市 塩谷町 那須塩原市 那須町 那須烏山市 那珂川町
大田原市市民生活部 生活環境課		
県東健康福祉センター (環境部)	真岡市荒町 2-15-10 電話 0285-83-7222	真岡市 二宮町 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町
県西健康福祉センター (環境部)	鹿沼市今宮町 1664-1 電話 0289-64-3019	鹿沼市 西方町 日光市
県南健康福祉センター (環境部)	小山市犬塚 3-1-1 電話 0285-22-4309	上三川町 小山市 下野市 野木町 壬生町 大平町 藤岡町 岩舟町 都賀町
栃木市市民生活部 環境課		
安足健康福祉センター (環境部)	足利市真砂町 1-1 電話 0284-41-5096	佐野市 足利市

建設リサイクル法に基づく通知先（法 11 条関係）

通 知 先 機 関 名 (担当窓口)	所 在 地 電 話 番 号	施 工 区 域
宇都宮土木事務所 企画調査課	宇都宮市竹林 1030-2 電話 028-626-3153	上三川町
鹿沼土木事務所 企画調査課	鹿沼市今宮町 1664-1 電話 0289-65-3215	西方町
日光土木事務所 企画調査課	日光市萩垣面 2390-7 電話 0288-53-1212	日光市
真岡土木事務所 企画調査課	真岡市荒町 1171-4 電話 0285-83-8304	真岡市 二宮町 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町
栃木土木事務所 企画調査課	栃木市神田町 6-6 電話 0282-23-3593	下野市 壬生町 野木町 大平町 藤岡町 岩舟町 都賀町
矢板土木事務所 企画調査課	矢板市鹿島町 20-11 電話 0287-44-2189	矢板市 さくら市 塩谷町 高根沢町
大田原土木事務所 企画調査課	大田原市柴塚 2-2564-1 電話 0287-23-8497	大田原市 那須町
烏山土木事務所 企画調査課	烏山町中央 1-6-92 電話 0287-83-1316	那須烏山市 那珂川町
佐野土木事務所 企画調査課	佐野市堀米町 607 電話 0283-24-3112	佐野市
宇都宮市都市開発部 建築指導課	宇都宮市旭 1-1-5 電話 028-632-2573	宇都宮市
足利市都市開発部 建築指導課	足利市本城 3-2145 電話 0284-20-2170	足利市
栃木市都市開発部 建築指導課	栃木市入船町 7-26 電話 0282-21-2627	栃木市
鹿沼市都市開発部 建築指導課	鹿沼市今宮町 1688-1 電話 0289-63-2242	鹿沼市
小山市都市開発部 建築指導課	小山市中央 1-1-1 電話 0285-22-9233	小山市
那須塩原市建設部 建設指導課	那須塩原市共墾社 108-2 電話 0287-62-7169	那須塩原市

※ 当該工事の施工範囲が、複数の提出先にまたがる場合は、それぞれに同じ内容の通知書を提出する必要があります。

60cm以上

60
cm
以
上

土砂等の埋立て等に関する標識

特定(特殊)事業の許可	平成 年 月 日 宇都宮指令 第〇〇-〇号	
特定(特殊)事業の目的		
特定(特殊)事業場の所在地	宇都宮市〇〇町〇〇番地	
特定(特殊)事業を行う者の住所、氏名及び電話番号	住所	(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
	氏名	(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
	電話番号	
特定(特殊)事業の施工を管理する事務所の所在地及び電話番号	所在地	
	電話番号	
特定(特殊)事業の期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
特定(特殊)事業区域の面積	m ²	特定(特殊)事業場の見取図
特定(特殊)事業に使用される土砂等の採取場所及び搬入予定量(一時的な積事業にあつては、土砂等の年間の搬入予定量及び搬出予定量)		
現場管理責任者の氏名		

(50cm以上)